

平成29年2月13日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

## 中国元建債・香港株オープン 繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託「中国元建債・香港株オープン」について、信託約款の規定に従い、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

この繰上償還につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって行います。

つきましては、本書面、「繰上償還に関する書面決議参考書類」および「繰上償還 議決権行使書面」をお読みになり、十分ご理解のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、当ファンドの繰上償還に対して賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

記

### I：繰上償還を行う投資信託の名称

中国元建債・香港株オープン

### II：繰上償還の概要

#### 1. 繰上償還の理由

「中国元建債・香港株オープン」は、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続しており、今後も受益権口数の回復が見込み難しく、効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、繰上償還することが受益者の皆さまに有利であるとの判断から、信託約款の規定に従い信託契約を解約し、繰上償還するものです。

#### 2. 繰上償還予定日

平成29年4月13日

#### 3. 繰上償還の中止に関する条件

この繰上償還の手続きを中止させる条件等は、特に定めておりません。

#### 4. 受益者の不利益となる事実

この繰上償還に伴い、受益者の皆さまの不利益となる事実は特にありません。

#### 5. 基準価額の状況等（平成28年12月30日現在）

基準価額（1万口当たり） 9,884円  
純資産総額 約333百万円

なお、直前に作成された運用報告書の「資産、負債、元本及び基準価額の状況」「損益の状況」の内容は、同封しました「中国元建債・香港株オープン 繰上償還に関する書面決議参考書類」に記載の通りです。

#### 6. 繰上償還が決定した場合における償還までの運用について

平成29年3月13日の書面決議（詳細は下記「Ⅲ：繰上償還の書面決議等」をご覧ください。）において繰上償還を行うことが可決された場合、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがあります。

売却完了後は、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご注意ください。

### Ⅲ：繰上償還の書面決議等

#### 1. 繰上償還手続きの日程

(1) 書面決議対象受益者の確定日	平成29年2月13日 平成29年2月9日までにお買付けのお申込みをいただいた受益者の方が対象となります。
(2) 議決権行使期限	平成29年3月10日まで
(3) 書面決議の日	平成29年3月13日
(4) 繰上償還予定日	平成29年4月13日

この繰上償還は、平成29年2月13日現在の受益者による書面決議によるものとします（書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決されます。）。

書面決議は、平成29年3月13日に行われます。

#### 2. 議決権の行使の方法

このお知らせと同時に送付しております「中国元建債・香港株オープン 繰上償還 議決権行使書面」に賛成または反対される旨および必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて三井住友アセットマネジメント株式会社までお送りください。

<送付先>

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー

三井住友アセットマネジメント株式会社

ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

3. 議決権の行使の期限・・・・・・・・・・平成29年3月10日

(当日の到着分までを有効とさせていただきます。)

4. 議決権の行使の内容が異なる場合の取扱い

同一の受益者の方が、重複して議決権を行使され、その内容が異なるときは、当該受益者の方のすべての議決権を無効として取り扱わせていただきます。

5. 賛否記載欄に記載のない場合の取扱い

書面決議において、議決権行使書面に賛否の記載のない場合は、当該議案について賛成されるものとして取り扱わせていただきます。

6. 議決権を行使されない場合の取扱い

このお知らせを受けられた受益者の方が議決権を行使されないときは、信託約款の規定に基づき、当該受益者の方は議案について賛成されるものとして取り扱わせていただきます。

**したがって、賛成いただける場合は、議決権行使書面をお送りいただく必要はございません。**

## IV：買取請求の内容および手続きについて

この繰上償還（信託契約の解約）が行われる場合、書面決議において反対された受益者の方は、別途、委託会社が当該受益者の方にご案内する方法により、平成29年3月17日より平成29年4月5日までの間に、受託会社に対し、自己の有する受益権を当該投資信託の信託財産をもって公正な価額で買い取ることを請求することができます。

(議案に反対された場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。)

その際の買取価額は、受益者の方からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じた額）を差し引いた解約価額とさせていただきます。

受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

なお、議決権の行使期間中、買取請求期間中ともに、当ファンドの所定の換金申込み方法により、解約請求による換金が可能です。ただし、買取請求を行った受益権に関しては解約請求はできませんのでご注意ください。

## V：個人情報取得の目的等

議決権の行使に伴い、弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）が取得する受益者の方に関する個人情報（議決権行使書面等に記載された一切の個人情報を含みます。）は、書面決議および買取請求に関する事務のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的には使用いたしません。弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）はその個人情報を必要な範囲で販売会社、受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）と共有いたしますので、ご了承ください。

## Ⅵ：本件に対するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまの販売会社でのお取引情報につきましては、運用会社である弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）では保有しておりません。口座の残高等のお取引情報につきましては、販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

三井住友アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル **0120-88-2976**

(平成29年2月13日から平成29年3月10日までの営業日の午前9時～午後5時)

以上